

農業経営力向上支援事業

農業経営に必要な技術の向上
や知識の習得を支援します！

◆事業内容

- (1) 農業経営スキルアップ事業
青色申告や労務管理などの農業経営の改善・発展に向けて行う研修等にかかる経費の一部を補助
- (2) 農業経営法人化フォローアップ事業
法人化後の更なる農業経営の改善・発展を目的とした税理士等の専門家による経営診断などにかかる経費の一部を補助

◆対象者

- (1) 農業者団体（市内に住所を有する農業者が5戸以上含まれる団体）
- (2) 農地所有適格法人（市内に本店を有すもの）
- (3) 農事組合法人（市内に主たる事務所を有するもの）

◆補助率等

- 補助対象経費の2分の1以内（上限5万円）
※農業者団体において、補助事業参加者の過半数が市が行う検診等を受けている場合、又は農地所有適格法人及び農事組合法人の場合は、補助対象経費の3分の2以内（上限10万円）
- 補助対象経費：謝金、旅費、消耗品費、燃料費等

※事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、マスクの着用や手指消毒の徹底、「3つの密」の回避など、感染症予防に向けた対策をお願いします。

《問い合わせ先》

申込先：弘前市農林部農政課 担い手育成係（市役所前川本館3階）

TEL：40-0767 FAX：32-3432

E-Mail:ninaite@city.hirosaki.lg.jp